【公開版】

日本原燃株式会社						
資料番号	通信 00-03 R 0					
提出年月日	令和5年1月5日					

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信) (廃棄物管理施設)

1. 概要

- 本資料は、廃棄物管理施設の技術基準に関する規則「第二十三条通信連絡設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき 事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、 添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足 説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙と して示し、別紙を以下の通り構成する。なお、廃棄物管理施設には SA 設 備の対象がないため、発電炉の SA 設備に係る記載は比較対象としない。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- ➤ 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない。(概要などは比較対象 外)
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既設工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

通信00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

	別紙	備考		
資料No.	名称	提出日	Rev	佣
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (1 / 7)

技術基準規則 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉設工認 基本設計方針 備考 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 (通信連絡設備等) 第2章 個別項目 口. 廃棄物管理施設の一般構造 1.6 その他 4. 通信連絡設備 第二十三条 事業所には、安 5. その他廃棄物管理施設の設備 (6) その他の主要な構造 1.6.9 「廃棄物管理施設の位置、構造 4.1 通信連絡設備(発電所内) 全設計上想定される事故が発 5.4 その他設備 (i) 安全機能を有する施設 及び設備の基準に関する規則」に 生した場合において事業所内 5.4.3 通信連絡設備等 (1) 通信連絡設備等 対する適合 通信連絡設備の設計に係る共通的な設 (通信連絡設備等) の人に対し必要な指示ができ るよう、警報装置及び通信連 計方針については、第1章 共通項目の 第十九条 事業所には、安全設計上想定 「2. 地震」「3. 自然現象等」, 「5. される事故が発生した場合において 絡設備が設けられていなけれ 火災等による損傷の防止」及び「7. 設 事業所内の人に対し必要な指示がで ばならない。①、③ 備に対する要求」に基づくものとする。 きるよう、警報装置及び通信連絡設 備を設けなければならない。 通信連絡設備は、警報装置、所内通信 通信連絡設備は、警報装置、所内 12 事業所には、安全設計上想定される 事故が発生した場合において事業所 通信連絡設備及び所外通信連絡設備 連絡設備及び所外通信連絡設備から構成 する。①-1,4,②-1,4 から構成する。【①-1, ②-1】ま 外の通信連絡をする必要がある場所 た, 安全避難通路及び避難用の照明 と通信連絡ができるよう、通信連絡 設備を設ける。□ 設備を設けなければならない。 5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 3 廃棄物管理施設には、事業所内の人 【「等」の解説】 の退避のための設備を設けなければ 「制御室等」の指す内容は制御室 ならない。 【「等」の解説】 の他, 現場などであり, 添付書類 「操作、作業又は退避の指示 の説明書で示すため。 <適合のための設計方針> 等」の指す内容は操作,作業又は 第1項について 避難の指示の他、作業完了連絡な 廃棄物管理施設には,安全設計上 どであり,添付書類の説明書で 想定される事故が発生した場合にお 示すため。 【許可からの変更点】 いて,廃棄物管理施設内の各所の者 「制御室等」について、当該記 への必要な操作,作業又は退避の指 載が示す連絡元を明確にした。 廃棄物管理施設には、安全設計上想 廃棄物管理施設には, 安全設計上 示等の連絡をブザー鳴動等により行 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施 定される事故が発生した場合におい 想定される事故が発生した場合にお うことができる装置及び音声により 設の損壊又は故障その他の異常の際に, て、制御室等から廃棄物管理施設内の いて, 廃棄物管理施設内の各所の者 行うことができる設備として、警報 中央制御室等から人が立ち入る可能性の 各所の者への必要な操作、作業又は退 への必要な操作,作業又は退避の指 装置及び有線回線又は無線回線によ ある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋 【許可からの変更点】 避の指示等の連絡をブザー鳴動等及び 示等の連絡をブザー鳴動等により行 る通信方式の多様性を備えた所内通 内外各所の人に操作、作業、退避の指 「ブザー鳴動等」の指す内 信連絡設備を設ける設計とする。◆ 音声により行うことができる設備とし うことができる装置及び音声により <mark>示、</mark>事故対策のための集合<mark>等の連絡をブ</mark> 容はブザー鳴動の他自動音 て、警報装置及び有線回線又は無線回 行うことができる設備として, 警報 <mark>ザー鳴動等により行うことができる設備</mark> 線による通信方式の多様性を備えた<mark>所</mark> 声であり、添付書類の説明 装置及び有線回線又は無線回線によ 及び音声等により行うことができる設備 書で示すため。 内通信連絡設備を設置する設計とす る通信方式の多様性を備えた所内通 として, 警報装置及び通信設備(発電所 <u>る。</u>①-2, 3, 5, ③-1 信連絡設備を設ける設計とする。① ①-1 (P2 ~) 内)を設置又は保管する設計とする。 -2, (3)-1①-3 (P5 から) ①-5 (P5から) 【許可からの変更点】 語尾の記載統一のため「設 (双方の記載) 置する設計とする」に修 <不一致の理由> 正。(以下同じ) 発電炉、廃棄物管理施設ともに設計基準事故(安全設計上想定される事 故)が発生した際に必要な連絡発信箇所から人の立ち入る可能性のある 場所に対し、必要な連絡ができる設備を設置する設計とする方針は同様 【凡例】 であるが、廃棄物管理施設では事故対策のための集合のための連絡をし 下線:基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) ないため。 波線:基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 また, 廃棄物管理施設には保管する通信連絡設備が無いため。 灰色ハッチング:基本設計方針に記載しない事項 通信回線の多様性については、規則適合を図るため記載する。 <mark>黄色ハッチング</mark>:発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字: SA設備に関する記載(比較対象外箇所) . 発電炉との差異の理由 : 許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (2 / 7)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
技術基準規則 【許可からの変更点】 警報装置として設ける設備 について対象を明確にする ため追記。	警報装置として十分な数量のページング装置並びに 多様性を備えたの所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する。 設計とする。①-2、3	事業変更許可申請書 本文 (双方の記載) 《不一致の理由> 発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄 通信連絡設備と発電炉にて必要とな め。 数量については、事業変更許可申請 ため添付書類に記載する。 (発電炉の記載) 《不一致の理由> 廃棄物管理施設にて必要となる なるため。 (発電炉の記載) 《不一致の理由> 発電炉の記載) 《不一致の理由> 発電炉の記載) 《不一致の理由> 発電炉の視点に係る規模	要物管理施設にて必要となる所内 なる所内通信連絡設備が異なるた 請書本文で一式として示している 時対策所を設置する規則要求が無 る所内通信連絡設備が発電炉と異	警報装置として、大学報と、の警報として、特別を選して、一方のとして、一方のとして、一方のとして、一方のとして、一方のとして、一方のに、一方のに、一方のに、一方のに、一方のに、一方のに、一方のに、一方のに	
				クに接続する通信連絡設備(テレビ会議	④-2 (P6 から) ④-3 (P6 から)

備考

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (3 / 7)

2 事業所には、安全設計上 想定される事故が発生した場 合において事業所外の通信連 絡をする必要がある場所と通 信連絡ができるよう、通信連 絡設備が設けられていなけれ ばならない。②、③

技術基準規則

【許可からの変更点】

「廃棄物管理施設外の国、 地方公共団体、その他関係 機関等の必要箇所へ事故の 発生」以外には通信連絡内 容がないことから, 等を削 除した。

【「等」の解説】

「輻輳等」の指す内容は回 線輻輳.機器単一故障などで あり. 添付書類の説明書で 示すため、 当該箇所では許 可の記載を用いた。

所外通信連絡設備については,有線 回線又は衛星回線による通信方式の多 様性を備えた構成の回線に接続し、輻 **輳等による制限を受けることなく常時** 使用可能な設計とする。また、通信回 線の容量は通話に必要な容量に対し十 <mark>分な余裕を確保した設計とする。</mark>③-2, 3

【許可からの変更点】

専用通信回線の容量に関する設計方針は、事業指定基準規則第19条 の解釈に記載されている「輻輳等による制限を受けることなく使用で きる」という要求を踏まえ、詳細設計方針として記載。

設工認申請書 基本設計方針

廃棄物管理施設には、安全設計上想 定される事故が発生した場合におい て, 廃棄物管理施設外の国, 地方公共 団体、その他関係機関等の必要箇所へ 事故に係る通信連絡を音声により行う ことができる所外通信連絡設備とし て、一般加入電話及び衛星携帯電話を <mark>設置する設計とする。</mark>②-2,3、

5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外)

事業変更許可申請書 本文

廃棄物管理施設には,安全設計上 想定される事故が発生した場合にお いて, 廃棄物管理施設外の国, 地方 公共団体, その他関係機関等の必要 箇所へ事故の発生等に係る通信連絡 を音声により行うことができる所外 通信連絡設備を設ける設計とする。 (2)-2

事業変更許可申請書 添付書類五 第2項について

廃棄物管理施設には,安全設計上 想定される事故が発生した場合にお いて, 廃棄物管理施設外の国, 地方 公共団体、その他関係機関等の必要 筒所へ事故の発生等に係る通信連絡 を音声により行うことができる設備 として, 所外通信連絡設備を設ける 設計とする。◇

(双方の記載)

<不一致の理由>

発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄物管理施設にて必要となる連絡先及び所 外通信連絡設備と発電炉にて必要となる連絡先及び所外通信連絡設備が異な るため。

また, 廃棄物管理施設には保管する通信連絡設備が無いため。 数量については、事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付 書類に記載する。

(発電炉の記載)

<不一致の理由>

廃棄物管理施設においては、緊急時対策支援システム (ERSS) へのデー タ伝送の規則要求が無く, 廃棄物管理施設にて必要となる所外通信連絡設備 が発電炉と異なるため。

所外通信連絡設備については,有 線回線又は衛星回線による通信方式 の多様性を備えた構成の回線に接続 し、輻輳等による制限を受けること なく常時使用可能な設計とする。③ -2

所外通信連絡設備は, 有線回線又 は衛星回線による通信方式の多様性 を備えた構成の回線に接続し、輻輳 等による制限を受けることなく常時 使用できる設計とする。◆

(双方の記載)

<不一致の理由>

発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄物管理施設においては、緊急時対 策支援システム (ERSS) へのデータ伝送の規則要求が無く、廃棄 物管理施設にて必要となる所外通信連絡設備が発電炉と異なるため。

発電炉設工認 基本設計方針 4.2 通信連絡設備(発電所外)

設計基準事故が発生した場合におい て、発電所外の本店(東京)、国、地方 公共団体、その他関係機関等の必要箇所 へ事故の発生等に係る連絡を音声等によ り行うことができる通信設備(発電所 外)として、十分な数量の<mark>電力保安通</mark>信 用電話設備(固定電話機, PHS 端末及び FAX),テレビ会議システム(社内) (東海, 東海第二発電所共用(以下同 じ。)),加入電話設備(加入電話及び 加入 FAX)(東海,東海第二発電所共用 (以下同じ。)),専用電話設備(専用 電話(ホットライン)(地方公共団体 向))(東海,東海第二発電所共用(以

下同じ。)),衛星電話設備(固定

設計とする。

型),衛星電話設備(携帯型)及び統合 原子力防災ネットワークに接続する通信

連絡設備(テレビ会議システム,IP 電話 及び IP-FAX) (東海,東海第二発電所共 用(以下同じ。))を設置又は保管する

②-3 (P5 から)

また, 発電所内から発電所外の緊急時 対策支援システム (ERSS) へ必要なデー タを伝送できるデータ伝送設備(発電所 外)として、データ伝送設備を設置する 設計とする。

通信設備(発電所外)及びデータ伝送 設備(発電所外)については、有線系、 無線系又は衛星系回線による通信方式の 多様性を備えた構成の通信回線に接続す <mark>る。</mark>電力保安通信用電話設<mark>備(固定電話</mark> 機、PHS端末及びFAX)、テレビ会議シ ステム(社内),専用電話設備(専用電 話(ホットライン)(地方公共団体 向)),統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備(テレビ会議シス テム、IP 電話及び IP-FAX) 及びデータ 伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻 **輳等による制限を受けることなく常時使** 用できる設計とする。また、これらの専 用通信回線の容量は通話及びデータ伝送 に必要な容量に対し十分な余裕を確保し た設計とする。

③-3 (P5 から)

8

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (4 / 7)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				通信設備(発電所外)及びデータ伝送	
		(発電炉の記載)		設備(発電所外)については、非常用所	
		<不一致の理由>		→ 内電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できな	
			信連絡設備の非常用所内電源又は無停	い場合でも動作可能な設計とする。	
		電電源への接続に係る規則要求が異な	るため。		
				原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施	
				設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基	
		(発電炉の記載)		準地震動Ssによる地震力に対し、地震	
		< 不一致の理由>	システム (ERSS) へのデータ伝送	時及び地震後においても、緊急時対策支	
			て必要となる所外通信連絡設備が発電	援システム (ERSS) へ必要なデータを伝	
		炉と異なるため。		送する機能を保持するため、固縛又は固	
				定による転倒防止措置等を実施するとと	
				もに,信号ケーブル及び電源ケーブル は,耐震性を有する電線管等の電路に敷	
				設する設計とする。	
				BA / DBAFT C / Do	
				(重大事故等対処施設の記載について	
				は、廃棄物管理施設では重大事故が発生 しないため、省略する)	
				CAVICO, HMIYOI	
				通信連絡設備のうち衛星電話設備(固	(1) (DO) a
				定型),衛星電話設備(携帯型),電力 保安通信用電話設備(固定電話機, PH	① (P2) ~
				S端末及びFAX),テレビ会議システ	
				ム(社内),統合原子力防災ネットワー	
				クに接続する通信連絡設備(テレビ会議	
				システム,IP電話及びIP-FA	
		(発電炉の記載)		X),加入電話設備(加入電話及び加入 FAX)及び専用電話設備(ホットライ	
		<不一致の理由>		ン)(地方公共団体向)は、東海発電所	
			設備は、他の原子力施設と共用する設	と共用とするが,東海第二発電所及び東	
		計としていないため。		海発電所に係る通信・通話に必要な仕様	
				を満足する設計とすることで,安全性を 損なわない設計とする。	
				JR7442744	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (5 / 7)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		ト. その他廃棄物管理設備の附属施設	7.5 その他設備		
		の構造及び設備	7.5.4 通信連絡設備		
		(6) その他の主要な事項	7. 5. 4. 1 概要		
		(iii) 通信連絡設備	安全設計上想定される事故が発生		
		通信連絡設備は、警報装置、所内			
		通信連絡設備及び所外通信連絡設備			
		から構成する。①-4,②-4	又は退避の指示等の連絡ができるよ		
		廃棄物管理施設には、安全設計上			
		想定される事故が発生した場合にお	を備えた通信連絡設備を設置する。		
		いて廃棄物管理施設内の各所の者へ			
		の必要な操作、作業又は退避の指示	・ 廃棄物管理施設外の通信連絡をす		
		等の連絡をブザー鳴動等により行う	る必要がある場所と通信連絡ができ		①-3 (P1 および P2
		ことができる装置及び音声により行	るよう、通信方式の多様性を備えた		~)
		うことができる所内通信連絡設備と	構成の回線に接続する。◇		
		して、ページング装置(警報装置含	通信連絡設備の一部は、再処理施		
		む。)及び所内携帯電話を設ける設	設と共用する。②		
		計とする。①-3	通信連絡設備の一部の供給電源		①-5 (P1 ~)
		所内通信連絡設備は,有線回線又	は、再処理施設の電気設備を共用す		
		は無線回線による通信方式の多様性	る。 ②		
		を備えた設計とする。1-⑤			
		廃棄物管理施設には、安全設計上	7.5.4.2 設計方針		
		想定される事故が発生した場合にお			
		いて、廃棄物管理施設外の国、地方	した場合において、廃棄物管理施設		
		公共団体、その他関係機関等の必要	内の各所の者への必要な操作、作業		
		箇所へ事故の発生等に係る通信連絡	又は退避の指示等の連絡をブザー鳴		②-2 (P3 ~)
		を音声により行うことができる所外	動等により行うことができる装置及		
		通信連絡設備として、一般加入電話	び音声により行うことができる設備		
		及び衛星携帯電話を設ける設計とす	として,警報装置及び所内通信連絡		
		る。②-3	設備を設ける設計とする。◆		
		<u></u>	(2) 所内通信連絡設備は,有線回線又		
		線回線又は衛星回線による通信方式	は無線回線による通信方式の多様性		③-3 (P3 ^)
		の多様性を備えた構成の回線に接続	を備えた設計とする。◆		
		し, 輻輳等による制限を受けること	(3) 安全設計上想定される事故が発生		
		なく常時使用可能な設計とする。③	した場合において、制御室から廃棄		
		-3	物管理施設外の必要箇所へ事故の発		
			生等に係る通信連絡を音声により行		
			うことができる設備として, 所外通		
		所内通信連絡設備のページング装	信連絡設備を設ける設計とする。◇		④-1 (P2 <u>~</u>)
		置及び所内携帯電話は、再処理施設	(4) 所外通信連絡設備は,有線回線又		
		<u>と共用する。</u> ④-1	は衛星回線による通信方式の多様性		
		共用する所内通信連絡設備は,共	を備えた構成の回線に接続すること		④-2 (P2 <u>~</u>)
		用によって廃棄物管理施設の安全性	で、輻輳等による制限を受けること		
		<u>を損なわない設計とする。</u> ④-2	のない設計とする。◆		
		通信連絡設備の一覧を以下に示	(5) 本設備のうち再処理施設と <u>共用す</u>		
		す。 2	る所内通信連絡設備は,同一の端末		
			を使用する設計又は十分な容量を確		④-3 (P2 ∼)
		(a) 所内通信連絡設備	保する設計とすることで, 共用によ		
		ページング装置(警報装置を含む。)	って廃棄物管理施設の安全性を損な		
		(再処理施設と共用) 1式	<u>わない設計とする。</u> ④-3		
		所内携帯電話			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (6 / 7)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉設工認 基本設計方針	備考
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 (再処理施設と共用) 1式 (b)所外通信連絡設備 一般加入電話 1式 衛星携帯電話 1式	7.5.4.3 主要設備の仕様 通信連絡設備の主要設備の仕様を 第7.5-4表に示す。◆ 7.5.4.4 主要設備 本設備は,警報装置,所内通信連 絡設備及び所外通信連絡設備から構 成する。◆ (1) 警報装置及び所内通信連絡設備安 全設計上想定される事故が発生した	備考
			場合において、廃棄物管理施設内の 従事者等に必要な操作、作業又は退 避の指示等の連絡をブザー鳴動等に より行うことができる装置及び音声 により行うことができる設備とし て、ページング装置及び所内携帯電 話を設置する。 所内通信連絡設備は、有線回線又 は無線回線による通信方式の多様性 を備えた構成の回線に接続する設計 とする。 ページング装置及び所内携帯電話	
			は、再処理施設と共用する。 (2) 所外通信連絡設備 安全設計上想定される事故が発生 した場合において、廃棄物管理施設 外の国、地方公共団体、その他関係 機関等の必要箇所へ事故の発生等に 係る連絡を音声により行うことがで きる設備として、一般加入電話及び 衛星携帯電話を設置する。 所外通信連絡設備は、有線回線又 は衛星回線による通信方式の多様性 を備えた構成の回線に接続し、輻輳 等による制限を受けることなく常時	
			使用できる設計とする。 所外通信連絡設備は、定期的に点検を行うことにより、回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。 7.5.4.5 試験検査 警報装置、所内通信連絡設備及び 所外通信連絡設備は、その健全性及び能力を確認するため、運転中又は 停止中に、機能、性能の確認及び外 観の確認が可能な設計とする。 ◇	
			7. 5. 4. 6 手順等	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条(通信連絡設備等) (7 / 7)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
124114 <u>- 1</u> 1 77874		7 714.54.54.1 7 1 817 11 1 2 4	通信連絡設備については、以下の	70.6/7 W	VII 0
			内容を含む手順を定め、適切な管理		
			を行う。 (1) 通信連絡設備の操作については,		
			あらかじめ手順を整備し、的確に実		
			施する。		
			(2) 所外通信連絡設備については、通		
			信が正常に行われていることを確認		
			するため, 定期的に点検を行うとと もに, 異常時の対応に関する手順を		
			整備する。		
			(3) 社内外の関係先へ、的確、かつ、		
			迅速に通報連絡ができるよう,原子 力防災訓練等を定期的に実施する。		
			分例火訓練寺を足粉的に美施する。		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十三条(通信連絡設備等)										
1. 技	を術基準の条文,解釈への適合に関	する考え方								
No.	基本設計方針に記載する事項 適合性の考え方(理由) 項・号 解釈									
1)	通信連絡設備(事業所内)に関 する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	技術基準の要求を受けている内容 1項 -							
2	通信連絡設備(事業所外)に関 する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	2項	_	a					
3	通信連絡設備(事業所内外)の 通信回線に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項 2項	_	а					
4	他条文からの要求による記載 (安全機能を有する施設)	第12条「安全機能を有する施設」 共用に係る要求を受けている内容	(12条3項)	_	b					
2. 事	工業変更許可申請書の本文のうち,	基本設計方針に記載しないことの考	え方		I					
No.	項目			添付書類						
1	安全避難通路に係る記載	安全避難通路については、第3項に	こて記載する。		_					
2	通信連絡設備の数量に係る記 載	通信連絡設備の数量については, 基 添付書類にて明確化する。	連絡設備の数量については,基本設計方針ではなく 書類にて明確化する。							
3.事	「業変更許可申請書の添六のうち ,	基本設計方針に記載しないことの考	え方							
No.	項目	考え方			添付書類					
1>	重複記載	事業許可変更申請書本文内又は添作 る内容である。	書類の記載と	重複す	_					
2	他条文で展開する事項(第 12 条)	第12条「安全機能を有する施設」のため記載しない。	にて,説明する	内容	b					
3>	手順等 保安規定に定めて管理するため、記載しない。									
4. 添	· ·付書類等									
No.		書類名								
а	IV-1-1-5 通信連絡設備に関する	る説明書								
b	IV-1-1-2 安全機能を有する施詞	設が使用される条件の下における健 <i>≦</i>	全性に関する説	明書						

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

項番	目 另 基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明內容
	第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理施設の設備 5.4 その他設備 15.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については,第1章 共通項目の 「2. 地震」「3. 自然現象等」,「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に 対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	_	_	_	_	_
	2 通信連絡設備は,警報装置,所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針	_		
	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制 領室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指 示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方 式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針設計方針	_	Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 3. 1. 1 ページング装置 3. 1. 2 所内携帯電話	【2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
	: して十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設一分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針	_	III-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 3. 1. 1 ページング装置 3. 1. 2 所内携帯電話 3. 2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外) 3. 2. 1 一般加入電話 3. 2. 2 衛星電話	【2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線に表る通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。
5 所內通信证	直絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。	機能要求①	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針(共用)		W-1-1-2 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 (3) 共用 3. 廃棄物管理施設と他施設との共用 (1) 共用設備の抽出 3.1 安全機能を有する施設の共用 (5) 通信連絡設備 (a) 共用する設備,機器等の概要と状況 a. 所内通信連絡設備 (b) 共用による安全性への影響 a. 所内通信連絡設備	【2. 基本方針】 【(3) 共用】 ・安全機能を有する施設のうち,他の原子力施設と共用するを複数を表する。以来用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計と共用しない。 【3. 廃棄物管理施設と他施設との共用】 【(1) 共用設備の抽出】 ・廃棄物管理施設の中から他施設と共用する建物・構築物並びに施設、設備,系及び機器を第3-1図に示す抽出した。・抽出した対象設備の一覧を第3-1表(1)及び(2)に示す。 【3.1 安全機能を有する施設の共用】 ・抽出した対象設備の一覧を第3-1表(1)及び(2)に示す。 【3.1 安全機能を有する施設の共用】 ・抽出した設備について,他施設との共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわないことを確認した。 【(5) 通信連絡設備】 【(a) 共用する設備 【(5) 通信連絡設備】 【(a) 共用する設備 【(5) 通信連絡設備 【(5) 再処理施設と共用する。 ・所内通信連絡設備の系統図は添付書類「IV-11-15 通信連絡設備に関する説明書」に示す
共用する原 る設計とす る。	「内通信連絡設備は,同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保す 「ることで,共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とす 機能	能要求①	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針(共用)	_		・また、所内通信連絡設備の一部の供給電源は、 再処理施設の電気設備を共用する。 【(b) 共用による安全性への影響】 【a.所内通信連絡設備】 ・共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄 物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信 連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛 星携帯電話を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針設計方針		Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書 3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外) 3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星電話	【3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国,地方公共団体,その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生として、第3.2-1表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備は,第3.2-2表に示す有線回線又は衛星回線に接続し,災害時優先同線を用いた一般加入電話とによる通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し,災害時優先回線を用いた一般加入を国別であることにより,至極東物管理施設とする。 【3.2.1 一般加入電話】 ・廃棄物管理施設と同間で通信連絡を行うために,通信事業者が提供する回線(有線回線)による一般加入電話】 ・廃棄物管理施設との間で通信連絡を行うために,通信事業者が提供する回線(有線回線)による一般加入電話と受けることなく常時便先回線を用いる。
8	所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計 とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針設計方針	_		【3.2.2 衛星携帯電話】 ・廃棄物管理施設と国、地方公共団体その他関係機関等の必要箇所との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する回線(衛星回線)による衛星携帯電話を設置する。

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	重別 主な設備 展開事項		展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
3	5.4.3.1 通信連絡設備 (事業所内) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備 として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備) 基本方針		1. 概要 2. 基本方針 2. 1 通信連絡設備(廃棄物管理施設 内)	【2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退産の指示、作業完了時の連絡、異常発見報告(以下、「必要な操作、作業又は退産の指示等」という。)の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	-
7	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等 の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設 計とする。	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備) 基本方針		1. 概要 2. 基本方針	【2.2 通信連絡設備 (廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の 、必要箇所と事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設備を設置する。	_
8	所外通信連絡設備については,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し,輻輳等による制限を受ける ことなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。 設置要求	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備) 基本方針		2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)	Q必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう。所外通信連絡設備を設置する。 中所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。	
3	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 6.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 6.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場が管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場が管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場が管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場が管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央工程を表する。 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必 6.4.3.2 中央工程を表する。 6.4.3.2 中央工程を表する。 6.4.3.2 中央制御室及び用線の場所を表する。 6.4.3.2 中央制御室及び用線の構造を表する。 6.4.3.2 中央制御室及び用線の構造を表する。 6.4.3.2 中央工程を表する。 6.4.3.2 中央工程を表する。 6.4.3 中	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備)	Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に 関する説明書	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)	【3.1 所内通信連絡設備】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は逃避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。 (3.1.1 ベージング装置】	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の仕 様を補足説明する。
4	警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電 設置要求話を設置する設計とする。	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備) 設計方針		3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話	 ・制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作。作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動,自動音声及び音声により行うために、ページング装置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及びスピーカから構成される。・指示は、制御室に設置するマイク操作器を使用し、スピーカにて音声により行うことができる設計とする。また、制御室から廃棄物管理施設内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】・制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために、所内携帯電話を設置する。 	・[補足通1]通信連絡設備の一覧
7	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等 感薬物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等 設置要求 計とする。	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備)		3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設 外)		
8	所外通信連絡設備については,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し,輻輳等による制限を受ける 設置要求 ことなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備)		3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星携帯電話	【3.2.1 一般加入電話】・・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(有線回線)に接続する一般加入電話を設置する。 【3.2.2 衛星携帯電話】・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(衛星回線)による衛星携帯電話を設置する。	所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。
5	所内通信連絡設備のベージング装置及び所内携帯電話は,再処理施設と共用する。 機能要求	① その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備) 能 (通信連絡設備)	Ⅲ-1-1-4 安全機能を有す る施設が使用さ		【2. 基本方針】 【(3) 共用】 ・安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 ・安全上重要な施設は他の原子力施設と共用しない。 【3. 廃棄物管理施設と他施設との共用】 【(1) 共用設備の抽出】 ・廃棄物管理施設の中から他施設と共用する建物・構築物並びに施設、設備、系及び機器を第3-1図に示す抽出フローに従って抽出した。 ・抽出した対象設備の一覧を第3-1表(1)及び(2)に示す。 【3.1 安全機能を有する施設の共用】 ・抽出した設備について、他施設との共用】	-
6	共用する所内通信連絡設備は,同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで,共用によって廃棄物管理施設の 機能要求 安全性を損なわない設計とする。	① その他廃棄物管理施設の設 備 (通信連絡設備)	おける健全性に関する説明書	提用さ う下に を性に 月書 3.1 安全機能を有する施設の共用 り下に (a) 無用する設備,機器等の概 要と状況。 a. 所内通信連絡設備 (b) 共用による安全性への影響 a. 所内通信連絡設備	【 a . 所内通信連絡設備】 . 正内通信連絡設備】 . 正内通信連絡設備】	-

			廃棄	長物 目	次				and the law are	
1.	1. 1	1. 1. 1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降	廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.								概要	_	_
2.								基本方針	_	_
	2. 1							通信連絡設備(廃棄物管理施設内)	【2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央 制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な 操作、作業又は退避の指示、作業完了時の連絡、異常発見報 告(以下、「必要な操作、作業又は退避の指示等」とい う。)の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うこ とができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方 式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	_
	2. 2							通信連絡設備(廃棄物管理施設外)	【2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において,廃棄物管理施設外の国,地方公共団体,その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう,所外通信連絡設備を設置する。 ・所外通信連絡設備は,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで,輻輳等による制限を受けることのない設計とする。	
3.								施設の詳細設計方針	_	_
	3. 1							通信連絡設備(廃棄物管理施設内)	【3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
		3. 1. 1						ページング装置		【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
		3. 1. 2						所内携帯電話	【3.1.2 所内携帯電話】 ・制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために、所内携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧

			廃棄	医物目	次			廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.	1. 1	1. 1. 1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降	施来 物你的青娘傅成条	記 製	伸足就 切貸科
	3. 2							通信連絡設備(廃棄物管理施設外)	【3.2 通信連絡設備(再処理事業所外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において,廃棄物管理施設外の国,地方公共団体,その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として,第4表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備については,表5に示す通り,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び 通信連絡設備の容量について補足説明する。 ・[補足通2]多様性を確保した通信回路
		3. 2. 1						一般加入電話	(有様凹様) に接続する一般加入電話を設直する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び 通信連絡設備の容量について補足説明する。 ・[補足通2]多様性を確保した通信回路
		3. 2. 2						衛星携帯電話	【3.2.2 衛星携帯電話】 ・制御室と国,地方公共団体,その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために,通信事業者が提供する回線 (衛星回線)による衛星携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の 仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び 通信連絡設備の容量について補足説明する。 ・[補足通2]多様性を確保した通信回路

添付書類の発電炉との比較

発電炉工認一廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(1/22)

<u> </u>	/ 通信連絡設備に関する説明書』(1/22)	
発電炉	廃棄物管理施設	備考
1. 概要本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第46条,第47条第4項及び第5項,第76条,第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づく通信連絡設備について説明するものである。	1. 概要 本資料は,「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」第23 条に基づく通信連絡設備について説明するものである。	
2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常の際に,中央制御室等から 人が立ち入る可能性のある原子炉建屋,タービン 建屋,作業場所等の建屋内外各所の人に操作,作業,退避の指示,事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動,サイレン及び音声により行うことができるよう,警報装置,多様性を確保した通信設備(発電所内)及び緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)を設置又は保管する。	2. 基本方針 2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 安全設計上想定される事故が発生した場合において,中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作,作業又は退避の指示,作業完了時の連絡,異常発見報告(以下,「必要な操作,作業又は退避の指示等」という。)の連絡をブザー鳴動,自動音声又は音声により行うことができるよう,警報装置,有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	連絡内容及び連絡手段 の差異のため、記載の 差異により新たな論点 が生じるものではな い。 設備構成の差異のた め、記載の差異により 新たな論点が生じるも
【凡例】 下線: ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 二重下線: ・プラント固有の事項による記載内容の差異		のではない。

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(2/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
通信連絡設備(発電所内)は、非常用所内電源 又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外 部電源が期待できない場合でも動作可能な設計と する。	WONE OF THE STATES	発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではない。
重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (以下「重大事故等」という。)が発生した場合 において、発電所内の通信連絡をする必要のある 場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける とともに、当該設備に代替電源設備から給電が可 能な設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
2.2 通信連絡設備(発電所外) 設計基準事故が発生した場合において,発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができるよう,通信設備(発電所外)及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)を設置又は保管する。	2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外) 安全設計上想定される事故が発生した場合において,廃棄物管理施設外の国,地方公共団体,そ の他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡 を音声により行うことができるよう,所外通信連 絡設備を設置する。	連絡内容,連絡手段及 び設備構成の差異のた め,記載の差異により 新たな論点が生じるも のではない。
通信連絡設備(発電所外)は、通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続する。	所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、 <u>輻輳等による制限を受けることのない設計とする。</u>	当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。
通信連絡設備(発電所外)は、非常用所内電源 又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外 部電源が期待できない場合でも動作可能な設計と		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(3/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外 の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行 うために必要な設備を設けるとともに、当該設備		い。 発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな
に代替電源設備から給電が可能な設計とする。 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から 人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 安全設計上想定される事故が発生した場合において,制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作,作業又は退避の指示等の	ν' ₀
建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことができる設備並びに音声及びFAXにより行うことができる設備として、表1に示す警報装置及び多様性を確保した通信設備(発電所内)を設置又は保管する。	連絡をブザー鳴動及び <u>自動音声</u> により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	連絡内容及び連絡手段 の差異のため、記載の 差異により新たな論点 が生じるものではな い。
警報装置として送受話器(ページング)及び多様性を確保した通信設備(発電所内)として送受話器(ページング),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX),無線連絡設備(固定型),無線連絡設備(携帯型),携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する。	警報装置としてページング装置を、多様性を確保した所内通信連絡設備としてページング装置及び所内携帯電話を設置する。	

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(4/22)

	世口生和以間に因うる肌引音』(4/ 22/	/++: + / /
発電炉	廃棄物管理施設	備考
緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデー		発電炉固有の設備に係
タを伝送できるデータ伝送設備(発電所内)とし		る設計上の考慮であ
て、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝		り、新たな論点が生じ
送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安		るものではない。
全パラメータ表示システム(SPDS)を設置す		1,12, 01, 1
る。安全パラメータ表示システム(SPDS)		
は、計測制御系統施設の計測装置及び緊急時対策		
所の設備で兼用する。		
通信連絡設備(発電所内)の一部は、東海発電	所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設	
所及び東海第二発電所で共用する設計とし、各設	計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。	
備の共用の区分を表1に示す。		
警報装置,通信設備(発電所内)及びデータ伝		発電炉固有の設計上の
送設備(発電所内)については、図1に示すとお		考慮であり、新たな論
		*
り非常用所内電源又は無停電電源(蓄電池を含		点が生じるものではな
む。)に接続又は充電池若しくは乾電池を使用		V 1°
し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な		
<u>設計とする。</u>		
重大事故等が発生した場合において,発電所内		発電炉固有の設計上の
の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行		考慮であり、新たな論
うために必要な通信設備(発電所内)及び計測等		点が生じるものではな
を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要		V _o
な場所で共有するために必要な通信設備(発電所		
内)として、表1に示す必要な数量の衛星電話設		
備(固定型)及び携行型有線通話装置を中央制御		
室及び緊急時対策所内に設置又は保管し,衛星電		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(5/22)

双重归	廃棄物管理施設	備考
発電炉) 	/佣/与
話設備(携帯型)及び無線連絡設備(携帯型)		
は、緊急時対策所内に保管する。なお、可搬型に		
ついては必要な数量に加え、故障を考慮した数量		
の予備を保管する。		
緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必		発電炉固有の設計上の
要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所		考慮であり、新たな論
内) として、安全パラメータ表示システム(SP		点が生じるものではな
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
DS) のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置している。		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSP		
DSデータ表示装置を緊急時対策所建屋内に設置		
<u>する。</u>		
これらの重大事故等が発生した場合に必要な通		発電炉固有の設計上の
信設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所		考慮であり、新たな論
内) については、図1 に示すとおり代替電源設備		点が生じるものではな
である常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電		V _o
源車又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な		• 0
設計とする。充電池を使用する通信設備(発電所		
内)については、別の端末又は予備の充電池と交		
換することにより、継続して通話ができ、使用後		
の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中		
央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用		
いて充電することができる設計とする。乾電池を		
使用する通信設備(発電所内)については、予備		
の乾電池と交換することにより7日間以上継続し		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(6/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
2	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
また、基準地震動による地震力に対し、地震時		発電炉固有の設計上の
及び地震後においても、通信連絡に係る機能を保		考慮であり、新たな論
持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転		点が生じるものではな
<u>倒、横滑り、飛び跳ね及び落下の防止措置(以下</u>		٧٠°
「転倒防止措置等」という。)を実施するととも		
に、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を		
有する電線管、トレイ及びダクト(以下「電線管		
等」という。)に敷設する設計とする。		
転倒防止措置等については,添付書類「V-1-		発電炉固有の設計上の
1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用され		考慮であり、新たな論
る条件の下における健全性に関する説明書」に、		点が生じるものではな
耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に		N°
		V ·o
関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設		
計の基本方針」に示す。		
3.1.1 送受話器 (ページング)	3.1.1 ページング装置	
発電所内の建屋内外各所の人に操作,作業,退	制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操	
避の指示,事故対策のための集合等の連絡を行う	作,作業又は退避の指示 <u>等</u> の連絡をブザー鳴動,自	
ために、送受話器(ページング)を設置する。送	動音声及び音声により行うために、ページング装	
受話器(ページング)は、送受話器(ページン	置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及	
グ) (ハンドセット) 及び送受話器(ページン	びスピーカから構成される。	
グ)(スピーカ)から構成される。	,,,	
777 777 7777 7777		
指示は、発電所各所に設置する送受話器(ペー	 指示は、制御室に設置するマイク操作器を使用	
ジング)(ハンドセット)を使用し、送受話器	し、スピーカにて音声により行うことができる設	
(ページング) (スピーカ) にて行うことができ	計とする。また、制御室から廃棄物管理施設内へブ	
る設計とする。また、中央制御室から発電所内へ	ザー鳴動及び自動音声による警報を行うことがで	

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(7/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
ブザー鳴動,サイレン及び音声による警報を行う ことができる設計とする。	きる設計とする。	
発電所の運転及び保守業務に必要なパトロール 経路,並びに機器の操作監視に必要な場所で,目 につき易く利便性の高い位置に送受話器(ページ ング) (ハンドセット)を設け,発電所内の建屋 内外各所との通信連絡ができる設計とする。		設備構成の差異のため、記載の差異により 新たな論点が生じるも のではない。
送受話器(ページング)(スピーカ)は、送受 話器(ページング)(ハンドセット)の近傍に設 置するが、設置場所の暗騒音レベル及び設置環境 を考慮して設置する。		設備構成の差異のため、記載の差異により 新たな論点が生じるも のではない。
送受話器(ページング)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
3.1.2 電力保安通信用電話設備(<u>固定電話機</u> , P H S端末 <u>及びF A X</u>) 中央制御室,緊急時対策所及び屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために,電力保安通信用電話設備(<u>固定電話機</u> , P H S端末 <u>及びF A X</u>)を設置又は保管する。	3.1.2 所内携帯電話 制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡 を音声により行うために、所内携帯電話を設置す る。	発電炉特有の設備であり、新たな論点が生じるものではない。
電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS		発電炉固有の設計上の

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(8/22)

	廃棄物管理施設	備考
端末及びFAX)のうち固定電話機及びFAX は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合で も動作可能な設計とする。	 	考慮であり、新たな論 点が生じるものではない。
また、PHS端末の電源は、充電池を使用し、 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計 とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではな い。
3.1.3 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備 (携帯型) 中央制御室,緊急時対策所及び屋外の作業場所 との間で相互に通信連絡を行うために,無線連絡 設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)を設 置又は保管する。		発電炉固有の設備に係 る設計上の考慮であ り、新たな論点が生じ るものではない。
無線連絡設備(固定型)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、無線連絡設備(携帯型)の電源は、充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡 設備(携帯型)の電源は充電池を使用し、別の端 末又は予備の充電池と交換することにより、継続 して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(9/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
7= 2//	定来 70日 生	V⊞ [≁] 5
備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策		
所の電源から充電器を用いて充電することができ		
<u>る設計とする。</u>		
3.1.4 携行型有線通話装置		発電炉固有の設備に係
中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊		る設計上の考慮であ
急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うため		り、新たな論点が生じ
に、携行型有線通話装置を保管する。携行型有線		るものではない。
通話装置は、端末ごとに決められた組み合わせの		
中継コードを端末のコネクタに差し込むことによ		
り、容易かつ確実に接続できる設計とする。		
携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用		
し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な		
設計とする。		
EXTIC 7 00		
重大事故等が発生した場合に使用する携行型有		
線通話装置の電源は、乾電池を使用し、予備の乾		
電池と交換することにより、7日間以上継続して		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
<u>通話ができる設計とする。</u>		
1015年目录到别供(田宁刊)及水集日录到别供		※ 最后田士の訊供には
3.1.5 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備		発電炉固有の設備に係
(携帯型)		る設計上の考慮であ
中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所		り、新たな論点が生じ
との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話		るものではない。
設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設		
置又は保管する。_		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(10/22)

[III-1-1-7		
発電炉	廃棄物管理施設	備考
衛星電話設備(固定型)は、図2に示すとおり 屋外に設置したアンテナと接続することにより、 屋内で使用できる設計とする。		
衛星電話設備(固定型)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、衛星電話設備(携帯型)の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とし、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備で		
先電機に加えて、緊急時対策が用代質電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。また、衛星電話設備(携帯型)の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(11/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
3.1.6 データ伝送設備 (発電所内)		発電炉固有の設備に係
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊		る設計上の考慮であ
又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した		り、新たな論点が生じ
場合において、緊急時対策所へ表3に示す事故状		るものではない。
態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝		
送設備(発電所内)として、図3に示すとおりデ		
ータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置		
及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラ		
メータ表示システム (SPDS) を設置する。		
安全パラメータ表示システム(SPDS)は,_		
非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含		
む。)に接続し、外部電源が期待できない場合で		
も動作可能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用する安全パラ		
メータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝		
送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディ		1
ーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失し		
た場合においても、常設代替交流電源設備である		
常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設		
備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な		
設計とする。また、緊急時対策所建屋に設置する		
緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデ		
ータ表示装置は,非常用交流電源設備である非常		
用ディーゼル発電機に加えて,全交流動力電源が		
喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(12/22)

	連口連和以間に対する肌引音』(12/22) 	/±=±×.
発電炉	廃棄物管理施設	備考
源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可		
能な設計とする。		
表3に示す緊急時対策所へ伝送している,原子		
炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故		
障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパ		
ラメータは、耐震性のあるSA監視操作盤、高圧		
代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接		
収集し、伝送できる設計とする。		
3.2 通信連絡設備(発電所外)	3.2 通信連絡設備 (廃棄物管理施設外)	
設計基準事故が発生した場合において、発電所	安全設計上想定される事故が発生した場合にお	発電炉固有の設計上の
外の本店(東京)、国、地方公共団体その他関係	いて、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、そ	考慮であり、新たな論
機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音	の他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡	点が生じるものではな
声、FAX及びテレビ会議により行うことができ	を音声により行うことができる設備として、第2	V,
る通信設備(発電所外)として,表4に示す電力	表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置す	
保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及	る。	
びFAX),テレビ会議システム(社内),加入		
電話設備(加入電話及び加入FAX),専用電話		
設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体		
向)),衛星電話設備(固定型),衛星電話設備		
(携帯型) 及び統合原子力防災ネットワークに接		
続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP		
電話及びIP-FAX)を設置又は保管する。ま		
た、発電所内から発電所外の緊急時対策支援シス		
テム(ERSS)へ必要なデータを伝送できるデ		
ータ伝送設備(発電所外)として、 <u>データ伝送設</u>		設備構成の差異のた
<u>備</u> を設置する。通信設備(発電所外)及びデータ	所外通信連絡設備については,第3表に示す通	め、記載の差異により

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(13/22)

[III - 1 - 1 - 1	- 週間理解説側に関する説明音』(13/24)	
発電炉	廃棄物管理施設	備考
伝送設備(発電所外)については、表5に示すと	り、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様	新たな論点が生じるも
おり有線系、無線系又は衛星系回線による通信方	性を確保した構成の通信回線に接続する。	のではない。
式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。		
電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS		
端末及びFAX)、テレビ会議システム(社		
内)、専用電話設備(専用電話(ホットライン)		
(地方公共団体向)),統合原子力防災ネットワ		
ークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システ		
ム、IP電話及びIP-FAX)及びデータ伝送		
設備は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用		
制限又は通信事業者による通信制限を受けること		
なく常時使用できる設計とする。また、これらの		
専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要		
な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。		
な谷里に刈し 万な赤桁を帷床した取削とりる。		
(水量) (水量) (水量) (水量) (水量) (水量) (水量) (水量)		発電炉固有の設計上の
通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電形外)にのいては、図1に示すしたりは関係		· = = · · · · · · · · · · · · · · · · ·
電所外)については、図1に示すとおり非常用所		考慮であり、新たな論
内電源又は無停電電源(蓄電池を含む。)に接続		点が生じるものではな
又は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合である。		<i>٧</i> ′。
合でも動作可能な設計とする。		
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊		発電炉固有の設計上の
又は故障その他の異常が発生した場合において,		考慮であり、新たな論
データ伝送設備は、基準地震動による地震力に対		点が生じるものではな
し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支		V 1°
援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送す		
る機能を保持するため、表2 に示す固縛又は固定		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(14/22)

I III - I - I - I		/+tt-y
発電炉	廃棄物管理施設	備考
による転倒防止措置等を実施するとともに、信号		
ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電		
線管等の電路に敷設する設計とする。		
701-10 N 10-10		
転倒防止措置等については,添付書類「V-1-		発電炉固有の設計上の
		2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用され		考慮であり、新たな論
る条件の下における健全性に関する説明書」に,		点が生じるものではな
耐震性に関する詳細は,添付書類「V-2 耐震性に		V,
関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設		
計の基本方針」に示す。		
重大事故等が発生した場合において、発電所外		発電炉固有の設計上の
(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通		考慮であり、新たな論
信連絡を行うために必要な通信設備(発電所外)		点が生じるものではな
及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電		V 'o
所外(社内外)の必要な場所で共有するために必		
要な通信設備(発電所外)として、表4に示す必		
要な数量の衛星電話設備(固定型)を中央制御室		
及び緊急時対策所に設置し、衛星電話設備(携帯		
型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する		
通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及		
びIP-FAX)を緊急時対策所に設置又は保管		
する。なお、可搬型については必要な数量に加		
え、故障を考慮した数量の予備を保管する。		
<u>た,以呼で与思しに数里の「畑で体育する。</u>		
また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援		発電炉固有の設計上の
システム(ERSS)へ重大事故等に対処するた		考慮であり、新たな論
めに必要なデータを伝送できるデータ伝送設備		点が生じるものではな

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(15/22)

₩₩.T.T.	連口連和以間に因りる此列音』(10/22)	/+t: - 1 *
発電炉	廃棄物管理施設	備考
(発電所外)として,緊急時対策支援システム伝		V'o
送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所		
建屋に設置する。通信連絡設備(発電所外)の一		
部は、東海発電所及び東海第二発電所で共用する		
設計とし、各設備の共用の区分を表 4 に示す。		
EXTICO, LIBAMINO, MINOR TO CENTRAL TO CONTRACT TO CENTRAL TO CENTR		
これらの重大事故等が発生した場合に必要な通		 発電炉固有の設計上の
信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所		考慮であり、新たな論
		与感 しめり、利にな冊
外)については、図1に示すとおり代替電源設備		
である常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電		V 1°
源車又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な		
設計とする。充電池を使用する通信設備(発電所		
外)については、別の端末又は予備の充電池と交		
換することにより、継続して通話ができ、使用後		
の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中		
央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用		
いて充電することができる設計とする。		
重大事故等が発生した場合に必要な通信設備		発電炉固有の設計上の
(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)に		考慮であり、新たな論
ついては、基準地震動による地震力に対し、地震		点が生じるものではな
時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒		• 0
防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及		
び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電		
路に敷設する設計とする。		
hadatal a lili matrix		
転倒防止措置等については,添付書類「V-1-		設備構成の差異のた

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(16/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。		め,記載の差異により 新たな論点が生じるも のではない。
3.2.3 加入電話設備(加入電話 <u>及び加入FAX</u>) 発電所と本店(東京),国,地方公共団体その 他関係機関との間で通信連絡を行うために,通信 事業者が提供する回線(有線系回線)による加入 電話設備(加入電話 <u>及び加入FAX</u>)を設置す る。	3.2.1 一般加入電話 制御室と国,地方公共団体,その他関係機関等と の間で通信連絡を音声により行うために,通信事 業者が提供する回線(有線回線)に接続する一般加 入電話を設置する。	加入FAXは、発電炉 固有の設備に係る設計 上の考慮であり、新た な論点が生じるもので はない。
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち加入FAXは、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではない。
加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち加入電話は、通信回線から給電する設備であり、外部電源が期待できない場合でも動作可能である。		発電炉固有の設計上の 考慮であり、新たな論 点が生じるものではない。
	3.2.2 衛星携帯電話 制御室と国,地方公共団体,その他関係機関等と の間で通信連絡を音声により行うために,通信事 業者が提供する回線(衛星回線)による衛星携帯電 話を設置する。	当社固有の設備に係る 設計上の考慮であり、 新たな論点が生じるも のではない。

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(17/22)

☆ 中に	理信理解説(開に)男りの説明音』(11/22)	/#: +y.
発電炉	廃棄物管理施設	備考
3.2.1 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX) 発電所と本店(東京),国,地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために,専用の電力保安通信用回線(有線系回線及び無線系回線)による電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)を設置又は保管する。		発電炉固有の設備に係 る設計上の考慮であ り、新たな論点が生じ るものではない。
電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)のうち固定電話機及びFAXは、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)のうちPHS端末の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		
3.2.2 テレビ会議システム(社内) 発電所と本店(東京)との間で通信連絡を行う ために,通信事業者が提供する通信事業者回線 (有線系回線又は衛星系回線)によるテレビ会議 システム(社内)を設置する。テレビ会議システム(社内)は、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。		発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(18/22)

▼		/#: #Z.
	廃棄物管理施設 廃棄物管理施設	備考
3.2.3 加入電話設備(加入電話及び加入FAX) 発電所と本店(東京),国,地方公共団体その 他関係機関との間で通信連絡を行うために,通信 事業者が提供する回線(有線系回線)による加入電話設備(加入電話及び加入FAX)を設置する。 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち加入FAXは,非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し,外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)のうち加入電話は,通信回線から給電する設備であり,外部電源が期待できない場合でも動作可能である。		3.2.1 で記載している。
3.2.4 専用電話設備(専用電話(ホットライン) (地方公共団体向)) 発電所と地方公共団体との間で通信連絡を行う ために,通信事業者が提供する専用回線(有線系 回線)による専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))を設置する。 専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地		発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(19/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
7 2//		/朋/与
方公共団体向))は、非常用所内電源及び無停電		
電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期		
待できない場合でも動作可能な設計とする。		
3.2.5 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備		 発電炉固有の設備に係
(携帯型)		る設計上の考慮であ
発電所と本店(東京)、国、地方公共団体その		り、新たな論点が生じ
他関係機関との間で通信連絡を行うために、通信		るものではない。
事業者が提供する回線(衛星系回線)による衛星		
電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)		
を設置又は保管する。また、発電所と発電所外で		
モニタリングを行う場所との間で通信連絡を行う		
ために、衛星電話設備(携帯型)を保管する。		
7C-7(-) HIL-EHIRAIN (1)4HIL/ CPCI / 00		
衛星電話設備(固定型)は、図2に示すとおり		
屋外に設置したアンテナと接続することにより、		
屋内で使用できる設計とする。		
衛星電話設備(固定型)は,非常用所内電源及		
び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部		
電源が期待できない場合でも動作可能な設計とす		
る。また、衛星電話設備(携帯型)の電源は充電		
池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動		
作可能な設計とする。		
11 11 HE (4 HX LI C) (9)		
毛上市北欧沙沙山上,用人区比田上,中中地		
重大事故等が発生した場合に使用する中央制御		
室に設置する衛星電話設備(固定型)は、非常用		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(20/22)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	廃棄物管理施設	備考
交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加		51N V
えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧		
電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬		
型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。		
また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備(固		
定型)の電源は、非常用交流電源設備である非常		
用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代		
替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電		
が可能な設計とする。また,衛星電話設備(携帯		
型)の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予		
備の充電池と交換することにより、継続して通話		
ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの		
給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源		
から充電器を用いて充電することができる設計と		
<u>する。</u>		
3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通		発電炉固有の設備に係
信連絡設備(テレビ会議システム, I P電話		る設計上の考慮であ
<u>及びIP-FAX)</u>		り、新たな論点が生じ
発電所と本店(東京),国,地方公共団体へ通		るものではない。
信連絡を行うために、図4に示すとおり通信事業		
者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク		
回線(有線系又は衛星系回線)による統合原子力		
防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレ		
ビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を		
<u>設置する。</u>		
<u>IP電話(有線系)及びIP-FAX(有線</u>		

発電炉工認-廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(21/22)

 発電炉	廃棄物管理施設	備考
系) は有線系回線を使用し、IP電話(衛星系)	为L不 14 日 · 工业的	UII 5
及びIP-FAX(衛星系)は衛星系回線を使用		
できる設計とする。また、テレビ会議システムに		
ついては、有線系又は衛星系回線を使用できる設		
計とする。		
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連		
終設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP		
<u>ーFAX)は、非常用所内電源及び無停電電源</u>		
(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待で		
きない場合でも動作可能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用する統合原子		
力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テ		
レビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)		
は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル		
発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備で		
ある緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計		
とする。		
3.2.7 データ伝送設備(発電所外)		発電炉固有の設備に係
発電所内から発電所外の緊急時対策支援システ		る設計上の考慮であ
ム(ERSS)へ表3に示す必要なデータを伝送		り、新たな論点が生じ
できるデータ伝送設備(発電所外)として、図3		るものではない。
に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
子力防災ネットワーク回線(有線系又は衛星系回		
線)による緊急時対策支援システム伝送装置で構		
成するデータ伝送設備を設置する。		
データ伝送設備は,非常用所内電源及び無停電		

発電炉工認一廃棄物管理施設設工認 記載比較 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(22/22)

	迪信連絡設備に関する説明書 』 (22/22)	
発電炉	廃棄物管理施設	備考
電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期		
待できない場合でも動作可能な設計とする。		
重大事故等が発生した場合に使用するデータ伝		
送設備は、非常用交流電源設備である非常用ディ		
ーゼル発電機に加えて,緊急時対策所用代替電源		
設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能		
な設計とする。		
また、データ伝送設備は、常時伝送を行う設計と		
<u>する。</u>		
表3 に示す緊急時対策支援システム(ERSS)		
へ伝送している原子炉冷却系統に係る発電用原子		
炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故		
等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるS		
A監視操作盤, 高圧代替注水制御盤等からプラン		
トパラメータを直接収集し、伝送できる設計とす		
<u>る。</u>		

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針		添付書類	補足すべき事項
1	第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理施設の設備 5.4 その他設備 5.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については,第1章 共通項目の「2. 地震」「3. 自然現象」,「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に対する要求」に基づくものとする。	_	_	
2	通信連絡設備は,警報装置,所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	1. 概要 2. 基本方針	_	
3	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設には,安全設計上想定される事故が発生した場合において,中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作,作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として,警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	2.1 通信連絡設備(廃 棄物管理施設内)	【2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示、作業完了時の連絡、異常発見報告(以下、「必要な操作、作業又は退避の指示等」という。)の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	
4	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、 地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外 通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	2.2 通信連絡設備(廃 棄物管理施設外)	【2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その 他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設 備を設置する。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続す ることで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。	
5	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設には,安全設計上想定される事故が発生した場合において,中央制御室及び現場から廃 棄物管理施設内の各所の者への必要な操作,作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声に より行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として,警報装置及び有線回線又は 無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	3.1 通信連絡設備(廃	【3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の仕様を補 足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
6	警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする	3.1.1 ページング装置3.1.2 所内携帯電話	・制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動、自動音声及び音声により行うために、ページング装置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及びスピーカから構成される。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について,一覧表にて個数,通信方式等の仕様を補 足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
7	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	3.2 通信連絡設備(廃 棄物管理施設外) 3.2.1 一般加入電話	【3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その 他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、第4表に 示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備については、表5に示す通り、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を 確保した構成の通信回線に接続する。	【通信連絡設備の一覧】 所外通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補 足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡 設備の容量について補足説明する。
8	所外通信連絡設備については,有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し,輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星携帯電話	【3.2.1 一般加入電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(有線回線)に接続する一般加入電話を設置する。 【3.2.2 衛星携帯電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(衛星回線)による衛星携帯電話を設置する。	・[補足通2]多様性を確保した通信回路

	基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目				
通信連絡設備に関する補足説 明資料	1. 補足説明資料				
	【3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 【3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】	〈通信連絡設備の一覧〉	[補足通1]	通信連絡設備の一覧	
	【3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】	〈多様性を確保した通信回線,通 信連絡設備の容量〉	[補足通2]	多様性を確保した通信回線	



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明 項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない

東海第二発電所 補足説明資料	廃棄物管理施設 補足説明資料	補足説明 すべき事項	資料番号	記載概要
1. 補足説明資料	_	_	_	-
1.1 通信連絡設備の一覧	1 通信連絡設備の一覧	名称,容量,写 真の一覧表	[補足通1]	通信連絡設備の名称、容量、写真の一覧表
1.2 多様性を確保した専用通信 回線	2 多様性を確保した通信回線	所外通信連絡設備の通信回線, 回線種別, 輻輳制限の有無, 実 回線容量, 実 回線容量の表	[補足通2]	所外通信連絡設備の通信回線,回線種別,輻輳制限の有無,必要回線容量,実回線容量の表
1.3 各重大事故時に必要な通信 連絡設備の容量	-	_	_	_
1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様	-	_	_	_
1.5 データ伝送設備のパラメータ	-	_	_	_
1.6 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備 の範囲	-	_	_	_

別紙6

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
及文即	変 更 後 5.4.3 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2.地盤」、 「3.自然現象等」、「5.火災等による損傷の防止」及び「7.設備に対する要求」に基づくものとする。 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。 5.4.3.1 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。 5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設内の各所の著への必要な操作、作業又は逃避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。 警報装置として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計とする。 第本装置として、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。 5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設かの国、地方公共団体、その他既保機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛車携帯電話を設置する設計とする。 所外通信連絡設備については、有線回線とは衛星回線による通信力式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余格を確保した設計とする。
	共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。 5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。 所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、